

県南広域振興局長告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年2月10日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 江刺室根線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市大東町中川字壘石167番1地先から字川又30番5地先まで	新	m 17.7~10.0	m 437.5
	旧	17.7~7.6	437.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
- (2) 期間 平成27年2月10日から同年3月10日まで